

令和4年6月1日から

児童手当の制度が

変更になります

1. 現況届の提出が不要になります！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

2. 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

※現況届の提出が必要な一部の受給者については、下記（1）アをご確認ください。

※自治体によっては、今まで通り提出が必要です。

（1）現況届の省略について

ア 洲本市では、令和4年度から現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①支給要件児童と別居している方
- ②離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ③法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ④その他、洲本市から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は市町村に届出てください。

- ①受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
- ②結婚したとき、または離婚したとき
- ③受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいる受給者に限る）
- ④その他、洲本市から届出の案内があった方

裏面に続きます。
必ずご確認ください！



(2) 所得制限限度額・所得上限限度額について



令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②（所得上限限度額）以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなつたあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

- ・児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満 ⇒ **児童手当**
- ・所得が①以上②（所得上限限度額）未満 ⇒ **特例給付**（児童1人当たり月額一律5,000円）
- ・所得が②以上 ⇒ **児童手当、特例給付の支給はありません**

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が、受けられなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ

洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課
電話：0799（22）1333